

平成26年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組（概要）

平成27年6月3日
公正取引委員会

第1 下請法の運用状況

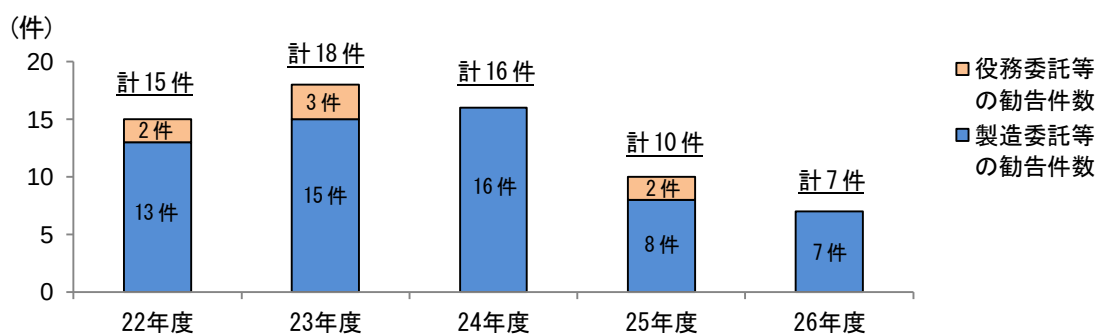
1 下請法違反行為に対する勧告等

(1) 平成26年度の勧告件数は7件。

勧告の対象となった違反行為類型の内訳は、下請代金の減額が6件、返品が2件、買ったたきが1件^(注)。

(注) 1つの勧告事件において複数の違反行為類型について勧告を行っている場合があるので、違反行為類型の内訳の合計数と勧告件数とは一致しない。

【勧告件数の推移】

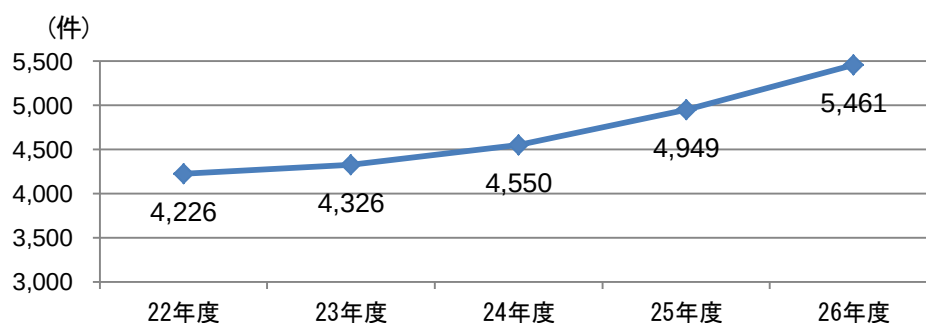


(注1) 各年度の勧告事件については参考資料2参照

(注2) 「製造委託等」とは製造委託及び修理委託を、「役務委託等」とは情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

(2) 平成26年度の指導件数は過去最多の5,461件。

【指導件数の推移】

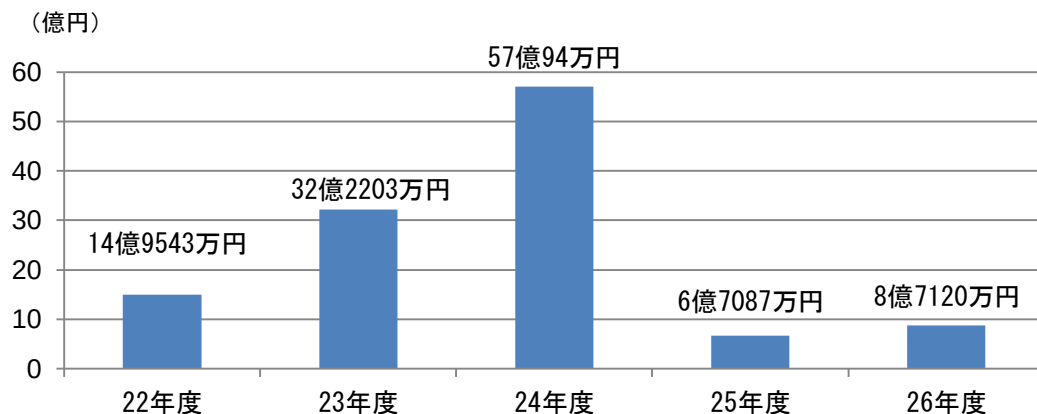


問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部
下請取引調査室 電話03-3581-3374（直通）（第1関係）
企業取引課 電話03-3581-3373（直通）（第2関係）
ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>
(下請法に係る相談・申告等 <http://www.jftc.go.jp/shitauke/madoguti.html>)

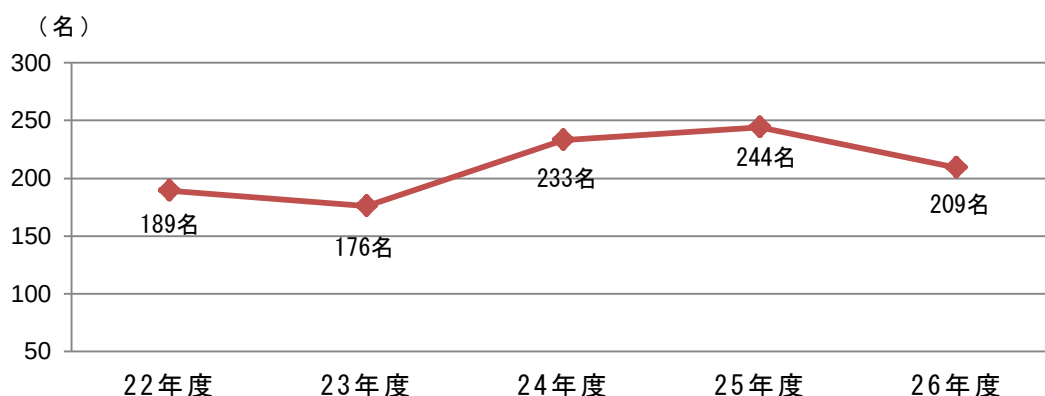
2 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成26年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者209名から、下請事業者4,142名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額8億7120万円分の原状回復が行われた。

【原状回復額の推移】



【原状回復を行った親事業者数の推移】



3 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

公正取引委員会が調査に着手する前に、親事業者が違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとしている（平成20年12月17日公表）。

平成26年度においては、上記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は47件であった。また、同年度に処理した自発的な申出は26件であり、そのうちの1件については、違反行為の内容が下請事業者に与える不利益が大きいなど勧告に相当するような事案であった。平成26年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者396名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額5217万円分の原状回復が行われた^(注)。

なお、勧告に相当するような事案に対して上記のような取扱いを行った件数は、これまで7件である（平成20年度2件、平成24年度3件、平成25年度1件、平成26年度1件）。

(注) 前記2記載の金額の内数である。

第2 企業間取引の公正化への取組

1 下請取引適正化推進月間の実施

(1) 概要

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

(2) 下請取引適正化推進講習会

平成 26 年度においては、47 都道府県 62 会場（うち公正取引委員会主催分 25 都道府県 30 会場）で実施した。

(3) キャンペーン標語の一般公募

平成 26 年度も、キャンペーン標語についての一般公募を実施し、「信用は 適正払いの積み重ね」を選定した。

(4) 下請法遵守の要請文書の発出

平成 26 年 10 月 31 日に親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法遵守の徹底等について要請しているところ、親事業者約 194,000 名及び事業者団体約 640 団体に対して要請を行った。

2 下請法等に係る講習会

(1) 下請法基礎講習会

下請法に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「下請法基礎講習会」を実施している。平成 26 年度においては、56 回の講習会を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会（再掲）

平成 26 年度においては、47 都道府県 62 会場（うち公正取引委員会主催分 25 都道府県 30 会場）で実施した。

(3) 下請法応用講習会

下請法に関する基礎知識を有する者を対象として、より具体的な事例研究を中心とする「下請法応用講習会」を実施している。平成 26 年度においては、6 回の講習会を実施した。

(4) 業種別講習会

過去に下請法及び優越的地位の濫用規制に係る違反行為がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等に一層の法令遵守を促すことを目的とする「業種別講習会」を実施している。平成 26 年度においては、合計 20 回（小売業者等向け 14 回、ソフトウェア開発等事業者向け 3 回、放送番組制作等事業者向け 3 回）の講習会を実施した。

3 下請法等に係る相談

(1) 相談

平成 26 年度においては、下請法等に係る相談 6,742 件に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等の内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う相談会を実施している。平成 26 年度においては、10 か所で実施した。

4 取引実態調査

(1) 食品分野におけるプライベート・ブランド商品の取引に関する実態調査

食品分野におけるプライベート・ブランド商品の取引について、小売業者等（500 名）及び製造業者等（3,000 名）を対象とする実態調査を実施し、その結果を公表した（平成 26 年 6 月 20 日）。

調査結果によると、調査対象取引の 10.8%において、価格交渉等において不利な立場に立つこととなる原価構成や製造工程に係る情報の開示を取引条件とするものなど、プライベート・ブランド商品の取引条件の設定等に係る優越的地位の濫用となり得る行為が行われている実態がみられた。また、調査対象取引の 8.8%において、協賛金等の負担の要請といった上記の取引条件の設定等に係るもの以外の優越的地位の濫用となり得る行為が行われている実態がみられた。

(2) 荷主と物流事業者との取引に関する実態調査

荷主と物流事業者との取引について、荷主（10,000 名）及び物流事業者（25,000 名）を対象とする実態調査を実施し、その結果を公表した（平成 27 年 3 月 11 日）。

調査結果によると、荷主と物品の運送等に係る取引を行っていると回答した物流事業者の 6.6%において、荷主から代金の支払遅延等の不利益を受けたとの回答がみられ、中でも、代金の減額を受けたとの回答が 4.1%と他の行為類型に比べ特に高くなっていた。また、燃料価格の上昇に伴う代金の引上げ要請の有無について回答した物流事業者の約 6 割が、代金の引上げを要請したものの荷主が応じてくれなかった、あるいは代金の引上げ要請を行っていないとしているところ、調査対象期間においては燃料価格が上昇傾向にあったことからすれば、これらの物流事業者は燃料価格の上昇があっても代金の引上げが困難な状況にあったと思われる。

こうした荷主による代金の減額等の行為について、物流事業者が取引の継続への影響を考慮してやむを得ず不利益を受け入れている、あるいは代金の値上げを要請しても荷主が一方的に代金を据え置いたり、交渉に一切応じないといった優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が行われている実態もみられた。

(3) テレビ番組制作の取引に関する実態調査

テレビ番組制作の取引について、平成 27 年 2 月に、テレビ局等（約 600 名）及びテレビ番組制作会社（約 800 名）を対象とする実態調査を開始した。

平成26年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組

平成27年6月3日
公正取引委員会

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況等

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にある。

このため、公正取引委員会では、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施するなどして、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を情報提供しやすい環境整備に取り組むことにより、違反行為の発見のために積極的な情報収集に努めている。

(1) 書面調査の実施（第1表参照）

資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者38,982名及び当該親事業者と取引のある下請事業者213,690名を対象に書面調査を実施した^(注)。

(注) 中小企業庁においても同規模の書面調査を実施している。

第1表 書面調査の実施状況

年 度	親事業者調査（名）	下請事業者調査（名）
平成26年度	38,982	213,690
製造委託等	25,935	152,504
役務委託等	13,047	61,186
平成25年度	38,974	214,044
製造委託等	26,217	148,332
役務委託等	12,757	65,712
平成24年度	38,781	214,042
製造委託等	23,656	146,267
役務委託等	15,125	67,775

製造委託等：製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

役務委託等：情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

また、下請事業者を対象とした書面調査の実施に際しては、情報源が親事業者に決して知られることのないよう秘密を厳守していること、定期的な書面調査等を情報源として多くの下請法違反行為の是正措置を採っていること及び下請事業者が被った不利益の原状回復の状況を調査票に記載することにより、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を情報提供することが特別なことで

はないことを理解してもらい、回答しやすい環境の整備に努めている。

(2) 申告関係

下請法違反被疑事実を申告した下請事業者が親事業者に特定されることがないよう、申告に係る情報を厳重に管理するとともに、その旨を下請事業者向けの書面調査や下請事業者向けのパンフレットの配布等を通じ周知するなど、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を申告しやすい環境の整備に努めつつ、情報提供を促している。

また、公正取引委員会が調査に着手する前に、親事業者が違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（詳細については、後記 2（5）参照）。

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第 2 表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は 5,807 件であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが 5,723 件、下請事業者等からの申告によるものが 83 件、中小企業庁長官からの措置請求によるものが 1 件である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件の処理件数は 5,844 件であり、このうち、5,468 件について、下請法第 7 条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導の措置を講じている。

(ア) 勧告（第 1 図参照）

勧告件数は 7 件であり、全て製造委託に係るものであった。

勧告事件の概要は別紙 1 のとおりであり（平成 22 年度以降の勧告事件については、参考資料 2 を参照）、勧告の対象となった違反行為類型の内訳については、下請代金の減額が 6 件、返品が 2 件、買ったたきが 1 件となっている^(注)。

（注） 1 つの勧告事件において複数の違反行為類型について勧告を行っている場合があるため、違反行為類型の内訳の合計数と勧告件数とは一致しない。

(イ) 指導（第 2 図参照）

指導件数は 5,461 件であり、これは、昭和 31 年の下請法施行以降、過去最多となっている。指導件数 5,461 件のうち 3,904 件が製造委託等に係るもの、1,557 件が役務委託等に係るものであった。指導を行った主な事件の概要については別紙 2 のとおりである。

ウ 地区ごとの措置件数（第 3 表参照）

措置件数（勧告又は指導を行った事件の件数をいう。以下同じ。）5,468 件の地区ごとの内訳は第 3 表のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

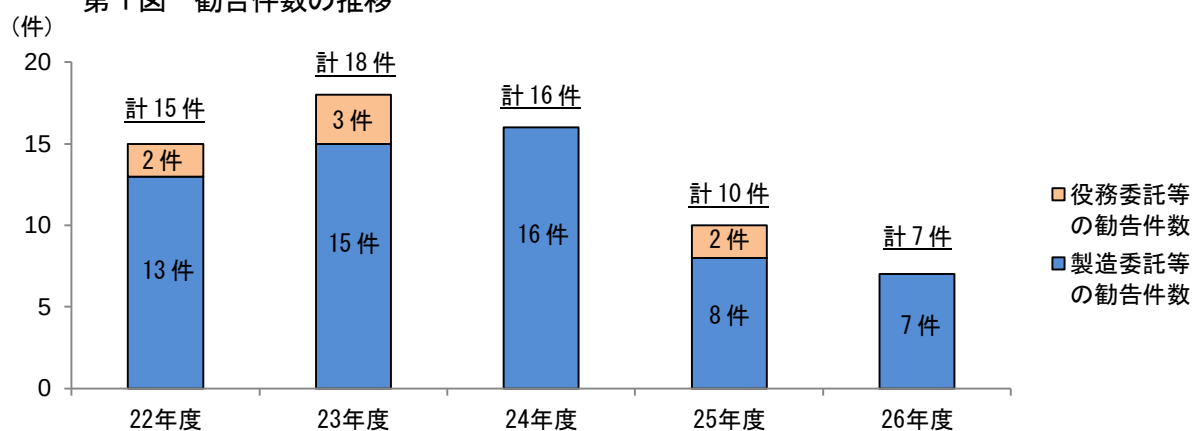
[単位：件]

年 度	新規着手件数				処理件数				
					措置			不問	計
	書面調査	申告	中小企業庁長官からの措置請求	計	勧告(注)	指導(注)	小計		
平成26年度	5,723	83	1	5,807	7	5,461	5,468	376	5,844
製造委託等	4,074	62	1	4,137	7	3,904	3,911	250	4,161
役務委託等	1,649	21	0	1,670	0	1,557	1,557	126	1,683
平成25年度	5,418	59	1	5,478	10	4,949	4,959	466	5,425
製造委託等	3,631	37	1	3,669	8	3,339	3,347	293	3,640
役務委託等	1,787	22	0	1,809	2	1,610	1,612	173	1,785
平成24年度	4,819	50	1	4,870	16	4,550	4,566	316	4,882
製造委託等	3,579	39	1	3,619	16	3,430	3,446	180	3,626
役務委託等	1,240	11	0	1,251	0	1,120	1,120	136	1,256

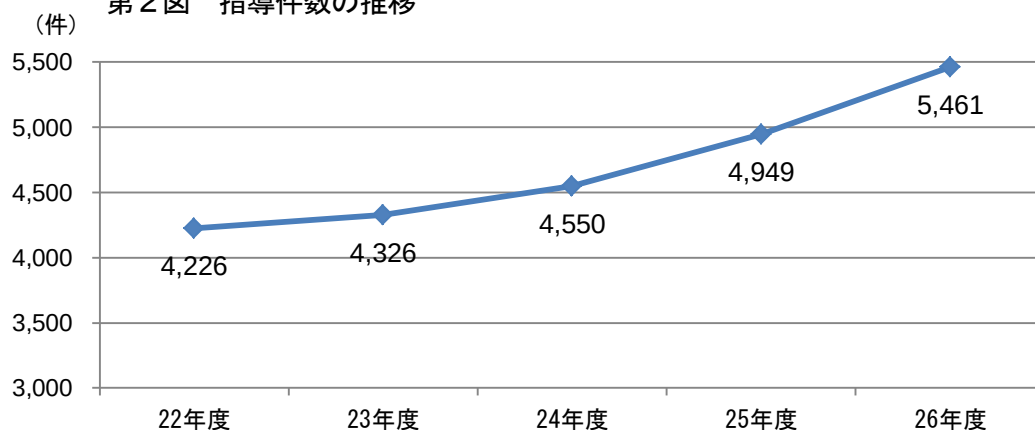
(注1) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等の双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(注2) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

第1図 勧告件数の推移



第2図 指導件数の推移



第3表 措置件数（5,468件）の地区ごとの内訳

[単位：件]

地 区	件数
北海道地区（北海道）	1 6 9
東北地区（青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県）	2 9 2
関東甲信越地区（茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，新潟県，山梨県，長野県）	2, 1 7 8
中部地区（富山県，石川県，岐阜県，静岡県，愛知県，三重県）	6 4 1
近畿地区（福井県，滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県）	1, 2 5 5
中国地区（鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県）	3 6 3
四国地区（徳島県，香川県，愛媛県，高知県）	1 8 7
九州地区（福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県）	3 3 8
沖縄地区（沖縄県）	4 5
合 計	5, 4 6 8

（注1）措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。

（注2）地区ごとの下請法の運用状況等について別途公表することとしている。

(2) 措置件数の業種別内訳（第2表参照）

ア 全体の状況（第3図参照）

下請法違反事件に係る措置件数は5,468件であり，平成25年度に比べて509件増加（10.3%増）した。措置件数を業種別にみると，①製造業の件数が最も多く（2,463件，45.0%），②卸売業，小売業（1,202件，22.0%），③情報通信業（476件，8.7%），④運輸業，郵便業（402件，7.4%）がこれに続いている。

これら4業種は平成25年度においても措置件数の多い上位4業種であったが，平成25年度に比べて製造業が最も多く増加（408件増）しており，次いで情報通信業が増加（104件増）している。一方，運輸業，郵便業では114件減少している。卸売業，小売業では措置件数の大きな増減はみられなかった（12件増）。

イ 製造委託等の状況（第4図参照）

製造委託等に係る措置件数は3,911件であり，平成25年度に比べて564件増加（16.9%増）した。製造委託等における措置件数を業種別にみると，製造業（2,463件，63.0%）及び卸売業，小売業（1,202件，30.7%）等となっており，これら2つの業種で全体の9割以上を占めている。

なお，製造業に対する措置件数（2,463件）の内訳としては，生産用機械器具製造業（283件，11.5%），金属製品製造業（273件，11.1%），繊維工業（170件，6.9%），電気機械器具製造業（168件，6.8%）等となっている。これら上位を占めている4業種の措置件数は，いずれも平成25年度に比べて増加し

ている。

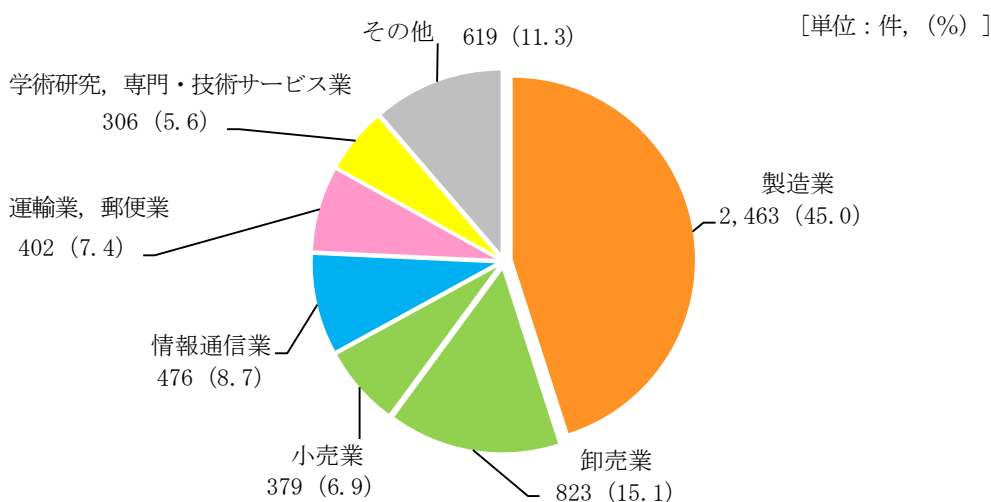
また、卸売業、小売業に対する措置件数（1,202 件）の内訳としては、機械器具卸売業（295 件、24.5%）、機械器具小売業（185 件、15.4%）等となっている。この2業種の措置件数は、いずれも平成25年度に比べて増加している。一方、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業及びその他の卸売業は平成25年度に比べて措置件数が減少している。

ウ 役務委託等の状況（第5図参照）

役務委託等に係る措置件数は1,557 件であり、平成25年度に比べて55 件減少（3.3%減）した。役務委託等における措置件数を業種別にみると、①情報通信業の件数が最も多く（476 件、30.6%）、②運輸業、郵便業（394 件、25.3%）、③学術研究、専門・技術サービス業（306 件、19.7%）がこれに続いている。

これら3業種は平成25年度においても措置件数の多い上位3業種であったが、平成26年度においては情報通信業の措置件数が増加（104 件増）しており、これは、主に情報通信業のうちの情報サービス業の措置件数が増加したことによる。一方、運輸業、郵便業（特にそのうちの道路貨物運送業）、学術研究、専門・技術サービス業の措置件数は減少している。なお、過去5年間の推移をみると、情報通信業の措置件数は一貫して増加している。

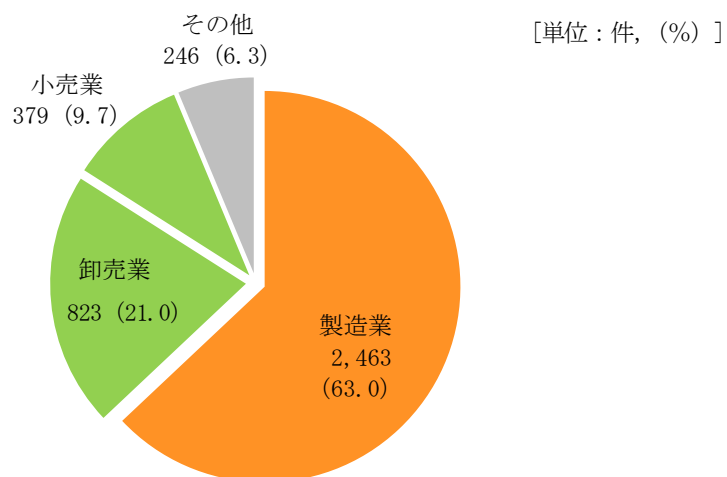
第3図 措置件数（5,468 件）の業種別内訳



（注1）業種は、日本標準産業分類大分類による。以下同じ。

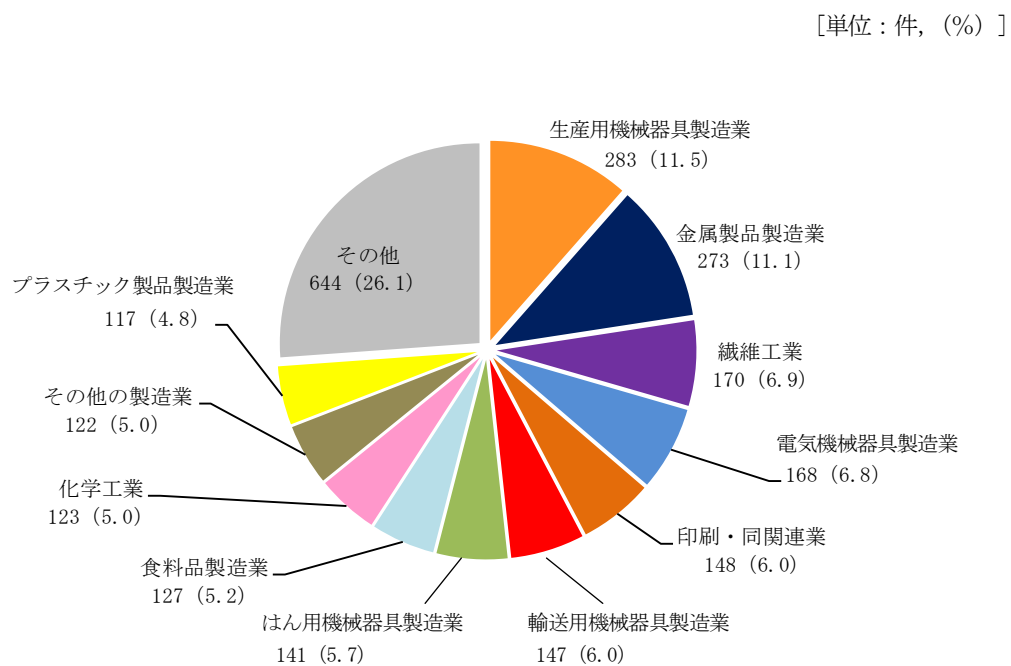
（注2）（ ）内の数値は措置件数全体に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

第4図 製造委託等に係る措置件数（3,911件）の業種別内訳



（注）（ ）内の数値は製造委託等に係る措置件数に占める比率である。

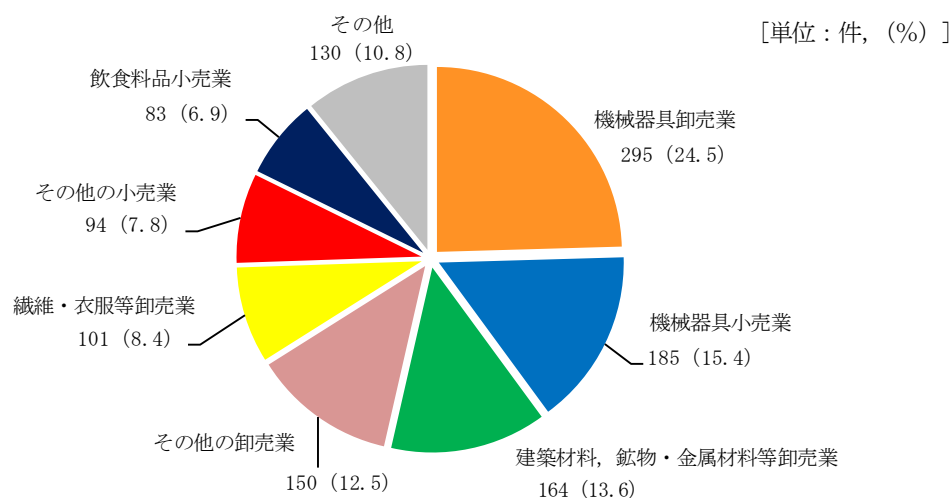
第4－1図 製造業に対する措置件数（2,463件）の内訳



（注1）内訳の業種は、日本標準産業分類中分類による。以下同じ。

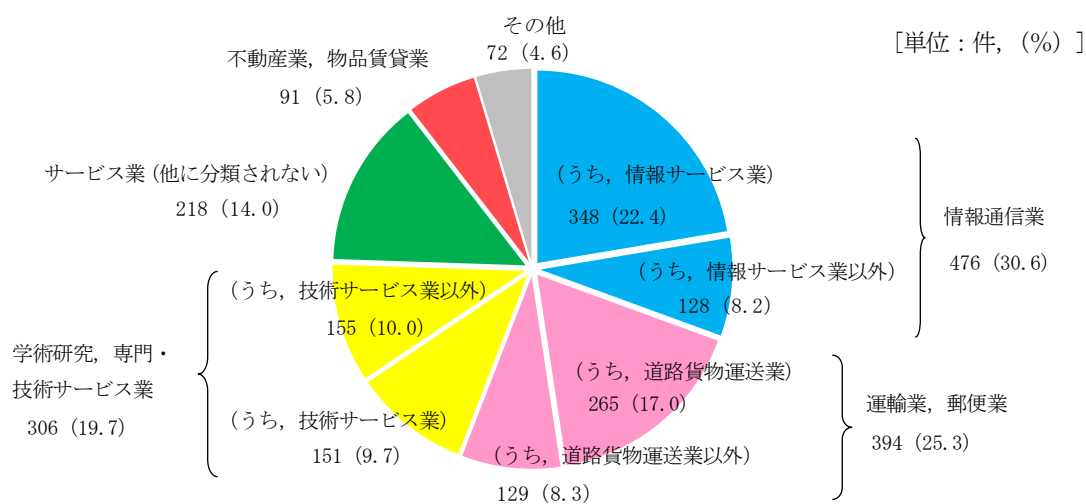
（注2）（ ）内の数値は製造業に対する措置件数に占める比率である。

第4-2図 卸売業、小売業に対する措置件数（1,202件）の内訳



（注）（ ）内の数値は卸売業、小売業に対する措置件数に占める比率である。

第5図 役務委託等に係る措置件数（1,557件）の業種別内訳



（注）（ ）内の数値は役務委託等に係る措置件数に占める比率である。

（3）下請法違反行為の類型別件数等（第4表参照）

ア 全体の状況（第6図参照）

（7） 勧告又は指導を行った事件を下請法違反行為の類型別にみると全体で9,080件となり、そのうち、発注書面の交付義務等を定めた手続規定に係る違反（下請法第3条又は第5条違反）が4,551件、親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反（下請法第4条違反）が4,529件となっている。手続規定違反は平成25年度の5,125件から4,551件へと574件の減少（11.2％減）、実体規定違反は平成25年度の2,250件から4,529件へと2,279件の増加（101.3％増）となっている。

(イ) 実体規定違反件数 4,529 件の行為類型別内訳をみると、①支払遅延は平成 25 年度の 1,488 件から 2,843 件へと 2 倍近く増加（実体規定違反行為の類型別件数の合計の 62.8%）、②買ったたきは平成 25 年度の 86 件から 735 件へと約 8.5 倍に大幅に増加（同 16.2%）、③下請代金の減額は平成 25 年度の 228 件から 383 件に増加（同 8.5%）等となっており、これら 3 つの行為類型で全体の 8 割以上を占めている。なお、平成 25 年度に比べて違反件数が減少している行為類型は、受領拒否、返品、購入等強制及びやり直し等の 4 類型である。

イ 製造委託等の状況（第 7 図参照）

製造委託等に係る違反行為類型別件数は 6,698 件で、うち、手続規定違反件数は 3,373 件、実体規定違反件数は 3,325 件となっている。

実体規定違反件数 3,325 件の行為類型別内訳としては、下請代金の支払遅延が 1,880 件（56.5%）、買ったたきが 609 件（18.3%）、下請代金の減額が 317 件（9.5%）の順となっており、後記ウの役務委託等に比べて買ったたき及び下請代金の減額の違反の割合が高くなっている。

ウ 役務委託等の状況（第 8 図参照）

役務委託等に係る違反行為類型別件数は 2,382 件で、うち、手続規定違反件数は 1,178 件、実体規定違反件数は 1,204 件となっている。

実体規定違反件数 1,204 件の行為類型別内訳としては、下請代金の支払遅延が 963 件（80.0%）、買ったたきが 126 件（10.5%）、減額が 66 件（5.5%）の順となっており、前記イの製造委託等に比べて下請代金の支払遅延の違反の割合がより高くなっている。

エ 実体規定違反行為類型別における違反件数上位業種（参考資料 1 参照）

実体規定違反行為類型別における違反件数の上位 5 業種については、参考資料 1（図 1）のとおりである。

支払遅延については、全体の措置件数が平成 25 年度に比べて 2 倍近くに増加していることから、上位 5 業種ともに平成 25 年度に比べ措置件数は増加しているが、特に情報サービス業の増加が大きい（平成 25 年度 98 件が平成 26 年度は 252 件）。

買ったたきについては、平成 25 年度に比べて大幅に違反件数が増加したことから、違反件数の多い業種についての比較は困難であるが、平成 26 年度の上位 5 業種の違反件数は 50 件から 33 件であり、特定の業種に多く違反がみられるということはない。

下請代金の減額については、上位 5 業種のいずれも平成 25 年度に比べて違反件数が増加している。

第4表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件，(％)]

年 度	手 続 規 定			実 体 規 定												合計
	書面交 付義務	書類保 存義務	小計	受領 拒否	支払 遅延	減額	返品	買い たたき	購入等 強制	早期 決済	割引困 難手形	利益提 供要請	やり 直し等	報復 措置	小計	
平成 26 年度	4,067 (89.4)	484 (10.6)	4,551 (100)	32 (0.7)	2,843 (62.8)	383 (8.5)	15 (0.3)	735 (16.2)	46 (1.0)	60 (1.3)	253 (5.6)	135 (3.0)	27 (0.6)	0 (0)	4,529 (100)	9,080
製造委託等	3,020 (89.5)	353 (10.5)	3,373 (100)	29 (0.9)	1,880 (56.5)	317 (9.5)	15 (0.5)	609 (18.3)	35 (1.1)	59 (1.8)	241 (7.2)	123 (3.7)	17 (0.5)	0 (0)	3,325 (100)	6,698
役務委託等	1,047 (88.9)	131 (11.1)	1,178 (100)	3 (0.2)	963 (80.0)	66 (5.5)	0 (0.0)	126 (10.5)	11 (0.9)	1 (0.1)	12 (1.0)	12 (1.0)	10 (0.8)	0 (0)	1,204 (100)	2,382
平成 25 年度	4,186 (81.7)	939 (18.3)	5,125 (100)	42 (1.9)	1,488 (66.1)	228 (10.1)	20 (0.9)	86 (3.8)	60 (2.7)	44 (2.0)	208 (9.2)	29 (1.3)	45 (2.0)	0 (-)	2,250 (100)	7,375
製造委託等	2,879 (82.6)	607 (17.4)	3,486 (100)	31 (2.1)	886 (59.1)	182 (12.1)	20 (1.3)	65 (4.3)	32 (2.1)	42 (2.8)	190 (12.7)	26 (1.7)	25 (1.7)	0 (-)	1,499 (100)	4,985
役務委託等	1,307 (79.7)	332 (20.3)	1,639 (100)	11 (1.5)	602 (80.2)	46 (6.1)	0 (-)	21 (2.8)	28 (3.7)	2 (0.3)	18 (2.4)	3 (0.4)	20 (2.7)	0 (-)	751 (100)	2,390
平成 24 年度	3,987 (82.9)	824 (17.1)	4,811 (100)	61 (2.8)	1,250 (56.4)	284 (12.8)	44 (2.0)	98 (4.4)	72 (3.2)	56 (2.5)	246 (11.1)	57 (2.6)	50 (2.3)	0 (-)	2,218 (100)	7,029
製造委託等	3,069 (83.7)	596 (16.3)	3,665 (100)	49 (3.0)	804 (48.9)	234 (14.2)	40 (2.4)	86 (5.2)	51 (3.1)	55 (3.3)	233 (14.2)	54 (3.3)	38 (2.3)	0 (-)	1,644 (100)	5,309
役務委託等	918 (80.1)	228 (19.9)	1,146 (100)	12 (2.1)	446 (77.7)	50 (8.7)	4 (0.7)	12 (2.1)	21 (3.7)	1 (0.2)	13 (2.3)	3 (0.5)	12 (2.1)	0 (-)	574 (100)	1,720

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

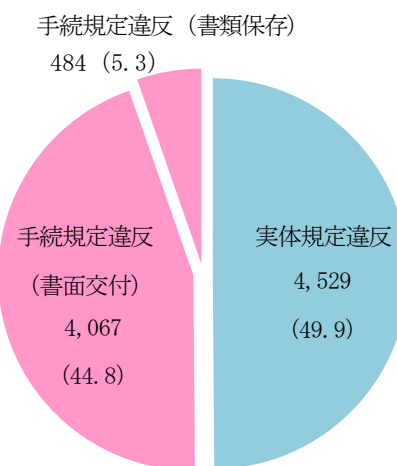
(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(注3) ()内の数値は各手続規定違反又は各実体規定違反の各小計の件数に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

第6-1図

類型別件数(9,080件)の内訳

[単位：件，(％)]

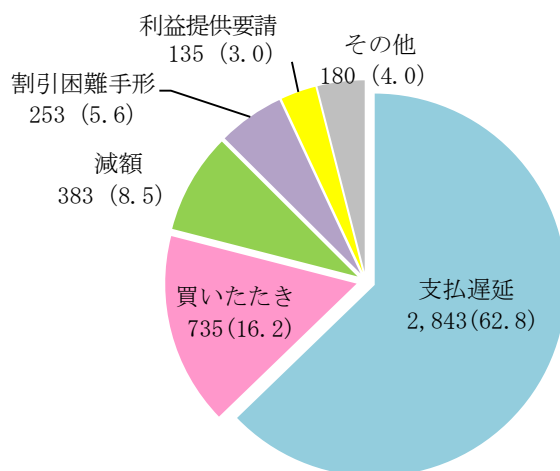


(注) ()内の数値は類型別件数に占める比率である。

第6-2図

実体規定違反件数(4,529件)の行為類型別内訳

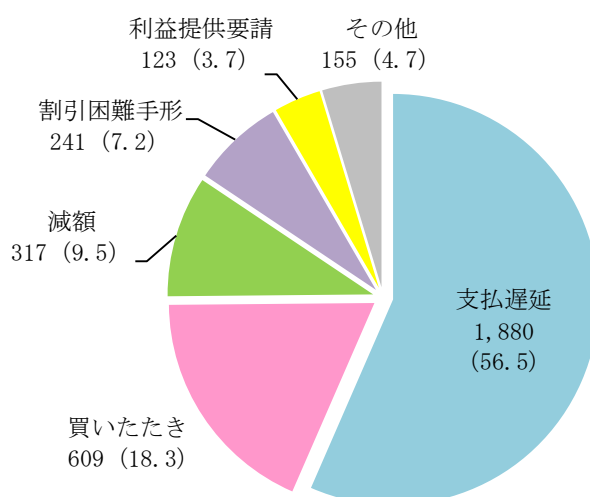
[単位：件，(％)]



(注) ()内の数値は実体規定違反件数に占める比率である。

第7図 製造委託等に係る実体規定違反件数（3,325 件）の行為類型別内訳

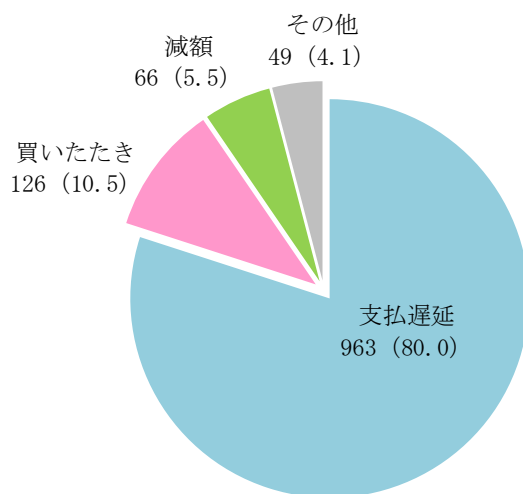
[単位：件，（％）]



（注）（ ）内の数値は製造委託等に係る実体規定違反件数に占める比率である。

第8図 役務委託等に係る実体規定違反件数（1,204 件）の行為類型別内訳

[単位：件，（％）]



（注）（ ）内の数値は役務委託等に係る実体規定違反件数に占める比率である。

オ 実体規定違反件数の業種別内訳等（第9図及び参考資料1参照）

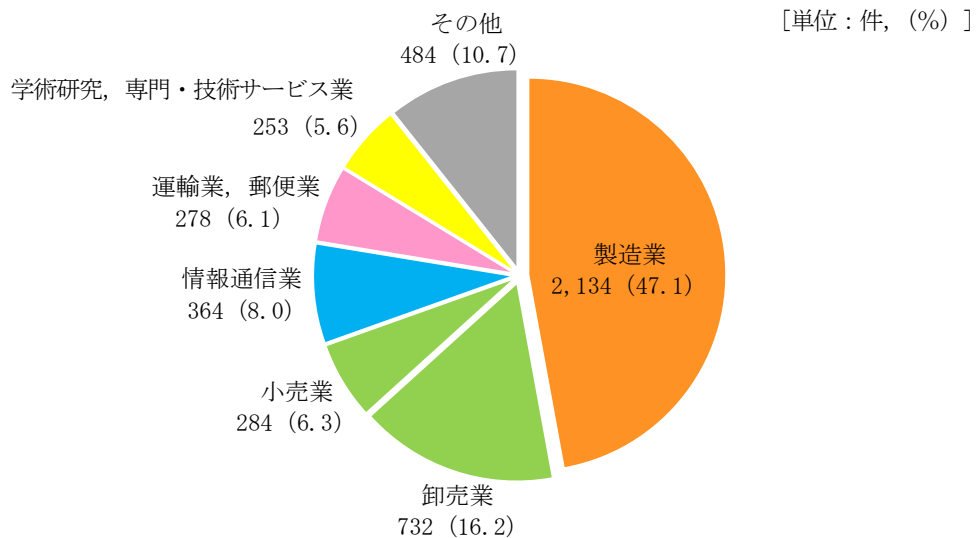
実体規定違反件数4,529件を業種別にみると、①製造業の件数が最も多く、②卸売業、小売業、③情報通信業がこれに続いており、全体の措置件数の業種別内訳（第3図）と同様の傾向となっている。

実体規定違反件数は、全体の件数が平成25年度に比べて2倍に増加しており、ほとんどの業種で増加しているが、なかでも製造業は約2.4倍と大幅に増加（平成25年度899件が平成26年度2,134件）している。製造業のうちでは、生産用機械器具製造業、金属製品製造業、繊維工業等の業種の違反件数が増加

している。

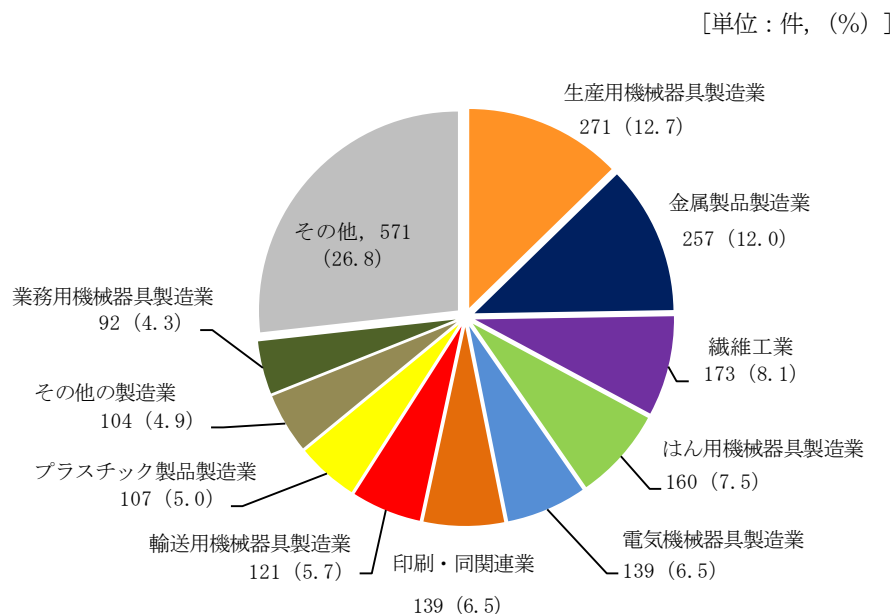
実体規定違反の多い業種における行為類型別件数は参考資料 1（図 2 及び図 3）のとおりである。情報通信業及びそのうちの情報サービス業においては、違反件数に占める支払遅延の割合が特に大きく、これは平成 25 年度と同様の状況である。

第 9－1 図 実体規定違反件数（4,529 件）の業種別内訳



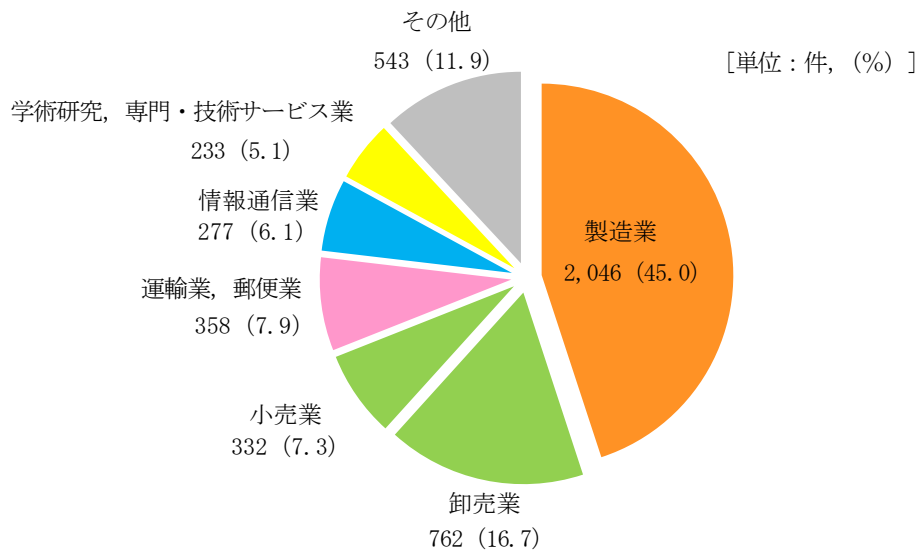
（注）（ ）内の数値は実体規定違反件数全体に占める比率である。

第 9－2 図 製造業に対する実体規定違反件数（2,134 件）の内訳



（注）（ ）内の数値は製造業に対する実体規定違反件数に占める比率である。

【参考】手続規定違反件数（4,551件）の業種別内訳



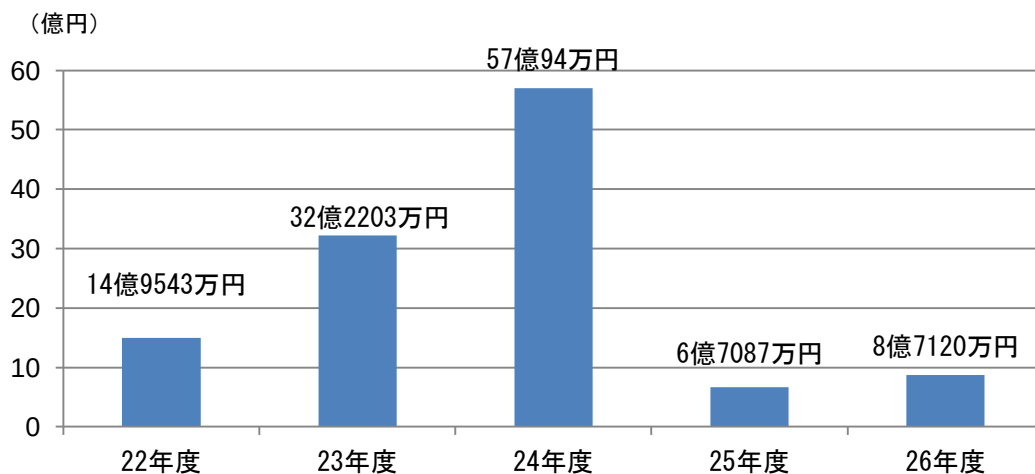
（注）（ ）内の数値は手続規定違反件数全体に占める比率である。

（4）下請事業者が被った不利益の原状回復の状況（第 10 図から第 12 図及び第 5 表参照）

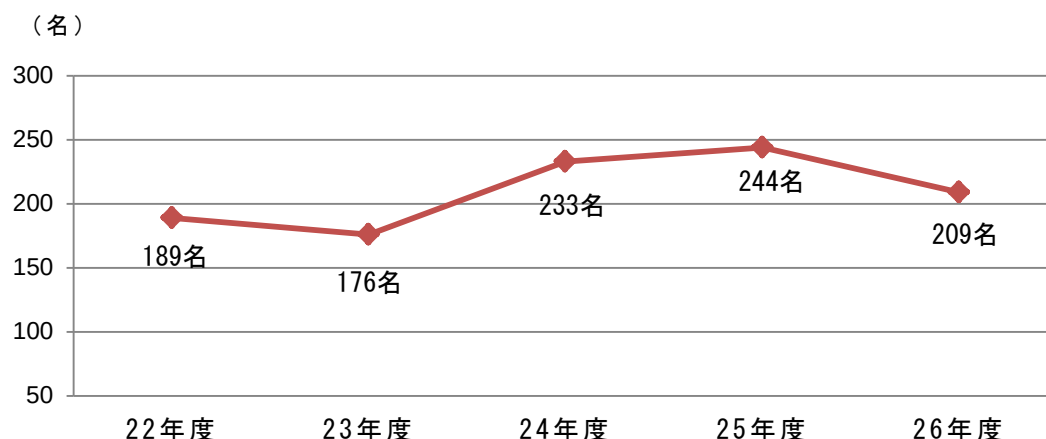
平成26年度においては，下請事業者が被った不利益について，親事業者209名から，下請事業者4,142名に対し，下請代金の減額分の返還等，総額 8 億7120 万円分の原状回復が行われた。

原状回復額を業種別にみると，①卸売業，小売業が最も多く（6 億9684万円，80.0％），②製造業（8782万円，10.1％），③学術研究，専門・技術サービス業（7357万円，8.4％）がこれに続いている。

第 10 図 原状回復額の推移



第 11 図 原状回復を行った親事業者数の推移



第 5 表 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

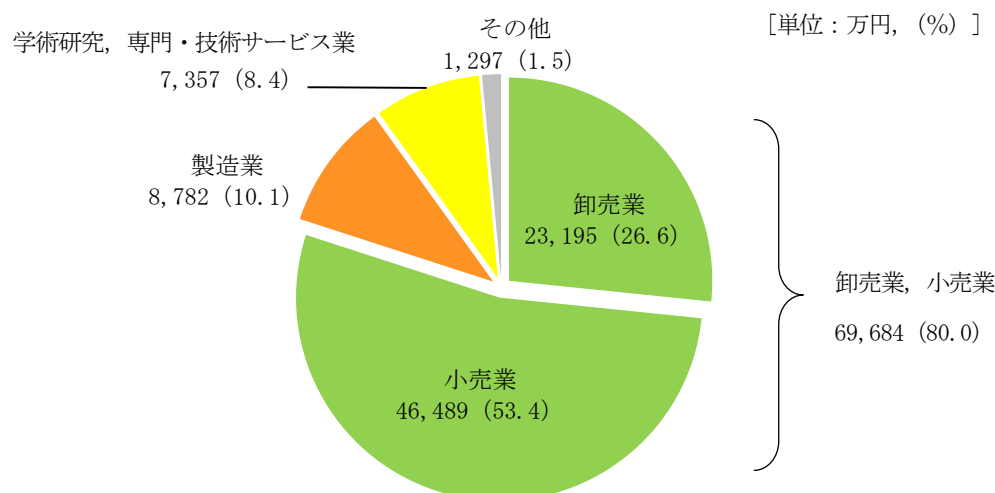
違反行為類型	年度	原状回復を行った親事業者数	原状回復を受けた下請事業者数	原状回復額
減額	26 年度	108 名	2,253 名	4 億 499 万円
	25 年度	127 名	3,777 名	5 億 4558 万円
	24 年度	120 名	6,540 名	39 億 5548 万円
返品	26 年度	3 名	65 名	2 億 2830 万円
	25 年度	1 名	2 名	21 万円
	24 年度	6 名	124 名	1 億 6728 万円
受領拒否	26 年度	1 名	16 名	1 億 6725 万円
	25 年度	—	—	—
	24 年度	1 名	88 名	8608 万円
支払遅延	26 年度	91 名	1,783 名	6299 万円
	25 年度	110 名	1,765 名	1 億 1107 万円
	24 年度	98 名	2,887 名	14 億 7296 万円
買ったたき	26 年度	1 名	2 名	657 万円
	25 年度	—	—	—
	24 年度	—	—	—
不当な経済上の利益の提供要請	26 年度	2 名	7 名	65 万円
	25 年度	6 名	60 名	1399 万円
	24 年度	8 名	182 名	1912 万円
割引困難な手形の交付	26 年度	1 名	1 名	41 万円
	25 年度	—	—	—
	24 年度	—	—	—
有償支給原材料等の対価の早期決済	26 年度	2 名	15 名	0 万円
	25 年度	—	—	—
	24 年度	—	—	—
合計	26 年度	209 名	4,142 名	8 億 7120 万円
	25 年度	244 名	5,604 名	6 億 7087 万円
	24 年度	233 名	9,821 名	57 億 94 万円

(注 1) 違反行為類型ごとの返還等の金額は 1 万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。また、有償支給原材料等の対価の早期決済については、平成 26 年度における返還金額が 1 万円未満のため、「0 万円」としている。

(注 2) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

(注 3) 該当がない場合を「—」で示した。

第 12 図 原状回復額（8 億 7120 万円）の業種別内訳



(注) () 内の数値は原状回復額全体に占める比率である。

(5) 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、公正取引委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成 20 年 12 月 17 日。詳細については、後記リンク先を参照）。

平成 26 年度においては、上記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は 47 件であった。また、同年度に処理した自発的な申出は 26 件であり、そのうちの 1 件については、違反行為の内容が下請事業者に与える不利益が大きいなど勧告に相当するような事案であった。平成 26 年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者 396 名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額 5217 万円分の原状回復が行われた^(注)。

なお、勧告に相当するような事案に対して上記のような取扱いを行った件数は、これまで 7 件である（平成 20 年度 2 件，平成 24 年度 3 件，平成 25 年度 1 件，平成 26 年度 1 件）。

http://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

(注) 前記(4)記載の金額の内数である。

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。平成26年度の状況は次のとおりである。

1 下請取引適正化推進月間の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で集中的に実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

(1) 下請取引適正化推進講習会

平成26年度においては、47都道府県62会場（うち公正取引委員会主催分25都道府県30会場）で実施した。

この講習会においては、公正取引委員会と中小企業庁が共通の講習会テキスト（下請取引適正化推進講習会テキスト）を用いている。

（参考）平成26年度下請取引適正化推進講習会テキスト

http://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.files/H26textbook_2.pdf

(2) キャンペーン標語の一般公募

平成26年度も、下請取引適正化推進月間を効果的にPRすることを目的として、キャンペーン標語についての一般公募を実施し、「信用は 適正払いの 積み重ね」を選定した。

<http://www.jftc.go.jp/shitauke/oshirase/140710hyougo.files/140710.pdf>

(3) 下請法遵守の要請文書の発出

特に年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、下請代金の支払遅延、下請代金の減額、買ったたき等の行為が行われることのないように、公正取引委員会及び経済産業省は、親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名の文書で要請している。

平成26年度においては、親事業者約194,000名及び事業者団体約640団体に対し、10月31日に要請を行った。

2 下請法等に係る講習会

(1) 下請法基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの初心者向けの講習を受けたいといった要望等を踏まえ、下請法に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「下請法基礎講習会」を実施している。

平成26年度においては、56回の講習会を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会（再掲）

平成26年度においては、47都道府県62会場（うち公正取引委員会主催分25

都道府県 30 会場）で実施した。

(3) 下請法応用講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの応用的な内容に関する講習を受けたいといった要望等を踏まえ、下請法に関する基礎知識を有する者を対象として、より具体的な事例研究を中心とする「下請法応用講習会」を実施している。

平成 26 年度においては、6 回の講習会を実施した。

(4) 業種別講習会

過去に下請法及び優越的地位の濫用規制に係る違反行為がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等に一層の法令遵守を促すことを目的とする「業種別講習会」を実施している。

平成 26 年度においては、合計 20 回（小売業者等向け 14 回、ソフトウェア開発等事業者向け 3 回、放送番組制作等事業者向け 3 回）の講習会を実施した。

なお、近年、下請法における卸・小売業者によるプライベート・ブランド商品等の製造委託に係る勧告事件の件数・割合が大きくなっていることを踏まえ、小売業者等向けの業種別講習会において、プライベート・ブランド商品等の製造委託に係る下請法上の問題について注意喚起を行った。

3 下請法等に係る相談

(1) 相談

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

平成 26 年度においては、6,742 件に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成 26 年度においては、10 か所で実施した。

<http://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/idousoudankai.html>

(3) 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口を活用し、相談を受け付けている。

平成 26 年度においては、全国の商工会議所で従事する経営指導員向けの研修会等へ 59 回講師を派遣するとともに、全国の商工会議所及び商工会へのパンフレット等の参考資料の配布等を行った。

4 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成26年度の下請取引等改善協力委員（定員）は153名である。

平成26年度においては、6月から9月にかけて下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。寄せられた主な意見の概要については別紙3のとおりである。

5 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成26年度においては、事業者団体等へ49回講師を派遣するとともに、下請法等に係るパンフレット、物流分野における取引の公正化に関するDVD等の資料を配布した。

6 取引実態調査

公正取引委員会は、独占禁止法上問題となる個別の違反行為に対し、厳正かつ効果的に対処しているほか、企業間取引の公正化を図る必要性が大きい分野について、実態調査を実施し、普及・啓発等に活用している。

(1) 食品分野におけるプライベート・ブランド商品の取引に関する実態調査

公正取引委員会は、食品分野におけるプライベート・ブランド商品の取引について、小売業者等（500名）及び製造業者等（3,000名）を対象とする実態調査を実施し、その結果を公表した（平成26年6月20日）。

調査結果によると、調査対象取引の10.8%において、価格交渉等において不利な立場に立つこととなる原価構成や製造工程に係る情報の開示を取引条件とするものなど、プライベート・ブランド商品の取引条件の設定等に係る優越的地位の濫用となり得る行為が行われている実態がみられた。また、調査対象取引の8.8%において、協賛金等の負担の要請といった上記の取引条件の設定等に係るもの以外の優越的地位の濫用となり得る行為が行われている実態がみられた。

調査結果を踏まえ、小売業者等が製造業者等に対し優越的地位の濫用を行うことのないようにするため、関係事業者団体に対して、本調査結果に示された問題点を指摘するとともに、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請した。その後、取引の公正化を一層推進し、違反行為の未然防止を図るため、小売業者等向けの業種別講習会を実施した。

<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h26/jun/140620.html>

(2) 荷主と物流事業者との取引に関する実態調査

公正取引委員会は、荷主と物流事業者との取引について、荷主（10,000名）及び物流事業者（25,000名）を対象とする実態調査を実施し、その結果を公表した（平成27年3月11日）。

調査結果によると、荷主と物品の運送等に係る取引を行っていると回答した物流事業者の6.6%において、荷主から代金の支払遅延等の不利益を受けたとの回答がみられ、中でも代金の減額を受けたとの回答が4.1%と他の行為類型に比べ特に高くなっていた。こうした荷主からの代金の減額等の行為による不利益を受け入れた理由について聞いたところ、荷主との取引の継続への影響を考慮したためといった理由が少なからずみられた。また、燃料価格の上昇に伴う代金の引上げ要請の有無について回答した物流事業者の約6割が、代金の引上げを要請したものの荷主が応じてくれなかった、あるいは代金の引上げ要請を行っていないとしているところ、調査対象期間（平成25年8月1日から平成26年7月31日）においては燃料価格が上昇傾向にあったことからすれば、これらの物流事業者は燃料価格の上昇があっても代金の引上げが困難な状況にあったと思われる。

こうした荷主による代金の減額等の行為について、物流事業者が取引の継続への影響を考慮してやむを得ず不利益を受け入れている、あるいは燃料価格の上昇に伴う代金の値上げを要請しても荷主が一方的に代金を据え置いたり、交渉に一切応じないといった優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が行われている実態もみられた。

調査結果を踏まえ、荷主が物流事業者に対し優越的地位の濫用を行うことのないようにするため、関係事業者団体に対して、本調査結果に示された問題点を指摘するとともに、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請した。その後、取引の公正化を一層推進し、違反行為の未然防止を図るため、荷主及び物流事業者を対象とする講習会を実施している。

<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h27/mar/150311.html>

(3) テレビ番組制作の取引に関する実態調査

公正取引委員会は、テレビ番組制作の取引に関する実態を把握するため、平成27年2月に、テレビ局等（約600名）及びテレビ番組制作会社（約800名）を対象とする実態調査を開始した。

平成26年度における勧告事件

① (株)森創に対する件（平成26年6月27日）	
親事業者	(株)森創
事業内容	ぱちんこ遊技機及び回胴式遊技機の部品の製造業等
下請取引の内容	ぱちんこ遊技機等の部品の製造，ぱちんこ遊技機等の部品の設計図の作成等
違反行為の概要（期間）	【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 ア 「顧客からの値引き要請を理由とする値引き」として，下請代金の額から一定額を減じていた（平成25年5月～平成26年2月）。 イ 「業績悪化を理由とする値引き」として，下請代金の額から一定額を減じていた（平成24年10月及び11月）。 ウ 「仕入値引」として，下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成24年3月～平成26年1月）。 エ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に，下請代金の額から自社が実際に金融機関へ支払う振込手数料を超える額を減じていた（平成24年3月～平成25年2月）。
減額金額	下請事業者69名に対し，総額4806万7400円 【勧告前に返還済み】

② (株)ヒマラヤに対する件（平成26年6月27日）	
親事業者	(株)ヒマラヤ
事業内容	スポーツ用品等の小売業
下請取引の内容	スポーツ用品等の製造
違反行為の概要（期間）	① 【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 ア 自社の店頭小売価格の引下げを行った時点で店頭に在庫として残っていた下請事業者の給付について，「クリアランス値引き」として，下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成25年1月～3月）。 イ 「オンライン利用料」として，下請代金の額から一定額を減じていた（平成24年3月～平成25年11月）。 ウ 下請事業者から受領した給付について，複数の伝票に分けて消費税相当額を計算し，その際，伝票ごとに1円未満の端数を切り捨てていた（平成24年3月～平成26年1月）。 エ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に，自社が実際に金融機関へ支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた（平成24年4月～12月）。 ② 【返品（第4条第1項第4号）】 下請事業者の給付を受領した後，販売期間が終了したことを理由として，在庫商品を下請事業者に取り寄せていた（平

	成 2 4 年 3 月及び 4 月)。
① 減額金額	下請事業者 4 5 名に対し、総額 1 9 6 9 万 5 3 3 6 円 【勧告前に返還済み】
② 返品相当金額	下請事業者 2 名に対し、総額 8 3 8 9 万 6 0 1 円 【勧告前に返還済み】

③ (株)サンリブに対する件 (平成 2 6 年 6 月 3 0 日)	
親事業者	(株)サンリブ
事業内容	食料品、日用雑貨品等の小売業
下請取引の内容	食料品、日用雑貨品等の製造
違反行為の概要 (期間)	【下請代金の減額 (第 4 条第 1 項第 3 号)】 ア 「基本リベート」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた (平成 2 3 年 6 月～平成 2 6 年 1 月)。 イ 「達成リベート」として、一定期間における納入金額 (製造委託された商品以外の納入金額を含む。) の合計額が、あらかじめ定めた目標金額以上となった場合に、当該一定期間の下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた (平成 2 3 年 6 月～平成 2 5 年 2 月)。 ウ 上記ア又はイの額を自社の指定する金融機関口座へ振り込ませる方法で支払わせた場合に、その振込手数料を支払わせていた。 エ 「EOS 情報料」として、下請代金の額から一定額を減じていた (平成 2 3 年 6 月～平成 2 6 年 1 月)。
減額金額	下請事業者 2 5 名に対し、総額 6 5 0 8 万 1 0 5 8 円

④ (株)大創産業に対する件 (平成 2 6 年 7 月 1 5 日)	
親事業者	(株)大創産業
事業内容	日用品等の小売業
下請取引の内容	日用品等の製造
違反行為の概要 (期間)	① 【返品 (第 4 条第 1 項第 4 号)】 販売期間が終了したこと、売行きが悪いこと及び受領後 6 か月を経過したことを理由として、下請事業者の製造した商品を受領した後、商品を引き取らせていた (平成 2 4 年 5 月～平成 2 5 年 1 0 月)。 ② 【買ったたき (第 4 条第 1 項第 5 号)】 商品の売行きが悪いことを理由として、発注前に下請事業者と協議して決定していた予定単価を約 5 9 パーセントから約 6 7 パーセント引き下げた単価を定めて発注した (平成 2 4 年 1 1 月～平成 2 5 年 1 1 月)。
① 返品相当金額	下請事業者 6 2 名に対し、総額 1 億 3 9 1 5 万 7 0 2 4 円 【勧告前に返還済み】
② 予定単価との差額	下請事業者 2 名に対し、総額 6 5 7 万 8 8 9 7 円 【勧告前に返還済み】

⑤ 北雄ラッキー(株)に対する件（平成26年8月20日）	
親事業者	北雄ラッキー(株)
事業内容	食料品等の小売業
下請取引の内容	食料品の製造
違反行為の概要（期間）	【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 ア 「月次リベート」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成24年10月～平成26年3月）。 イ 「指定月リベート」として、自社が指定する月の下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成24年11月～平成26年1月）。 ウ 「本部手数料」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成24年10月～平成26年3月）。 エ 「割戻金」として、1年間分の下請代金の額の合計額に一定率を乗じて得た額を支払わせていた（平成25年4月及び平成26年4月）。 オ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際の振込手数料を下請代金から差し引くこととしていたところ、インターネットバンキングを利用することによって振込手数料が下がった後も、従来どおりの振込手数料を差し引いていたことにより、実際の振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた（平成24年10月～平成26年4月）。
減額金額	下請事業者20名に対し、総額1695万6919円 【勧告前に返還済み】

⑥ (株)マルショクに対する件（平成26年8月28日）	
親事業者	(株)マルショク
事業内容	食料品、日用雑貨品等の小売業
下請取引の内容	食料品、日用雑貨品等の製造
違反行為の概要（期間）	【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 ア 「基本リベート」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成24年5月～平成26年1月）。 イ 「達成リベート」として、一定期間における納入金額（製造委託された商品以外の納入金額を含む。）の合計額が、あらかじめ定めた目標金額以上となった場合に、当該一定期間の下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成24年5月～平成25年2月）。 ウ 上記ア又はイの額を自社の指定する金融機関口座へ振り込ませる方法で支払させた場合に、その振込手数料を支払わせていた。 エ 「EOS情報料」として、下請代金の額から一定額を減じていた（平成24年5月～平成26年2月）。

減額金額	下請事業者 24 名に対し、総額 2981 万 4207 円
------	--------------------------------

⑦ (株)エスケイジャパンに対する件（平成 27 年 3 月 31 日）	
親事業者	(株)エスケイジャパン
事業内容	玩具、販売促進用品等の卸売業等
下請取引の内容	玩具、販売促進用品等の製造
違反行為の概要（期間）	【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 「歩引き」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成 25 年 11 月～平成 27 年 1 月）。
減額金額	下請事業者 37 名に対し、総額 2103 万 5449 円

* 以上の勧告事件の詳細については、こちらに掲載。

<http://www.jftc.go.jp/shitauke/index.html>

平成26年度における主な指導事件

第1 製造委託等

1 受領拒否（第4条第1項第1号）

業 種	概 要
繊維・衣服等卸売業	撚糸（ねんし）の製造を下請事業者に委託しているA社は、発注時に下請事業者に交付している「加工指図書」に記載した納期に下請事業者からの給付を受領しなかった。

（注）「業種」は日本標準産業分類中分類による。以下同じ。

2 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

業 種	概 要
輸送用機械器具製造業	自動車の修理を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領してから60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月20日納品締切、翌月末日支払」の支払制度を採っているため、受領した一部の製品の下請代金については、最長11日の支払遅延が生じることとなった。
その他の事業サービス	アクセサリーの製造を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
機械器具卸売業	電子機器の製造を下請事業者に委託しているD社は、下請事業者と合意していないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

3 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

業 種	概 要
各種商品小売業	プライベート・ブランド商品の製造を下請事業者に委託しているE社は、下請事業者に対し、「基本リベート」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
輸送用機械器具製造業	自動車部品の製造を下請事業者に委託しているF社は、下請事業者との間で単価を引き下げる改定を行い新単価を決定したが、引下げ前の単価で発注したものについてまで新単価を遡って適用することにより、下請代金の額を減じていた。

業 種	概 要
機械器具卸売業	制御盤の製造を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者に対し、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。

4 返品（第4条第1項第4号）

業 種	概 要
飲食料品卸売業	食料品の製造を下請事業者に委託しているH社は、同社が誤発注したことを理由として、下請事業者に責任がないのに、下請事業者の給付を受領した後に返品をしていた。

5 買いたたき（第4条第1項第5号）

業 種	概 要
電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品の製造を下請事業者に委託しているI社は、多量の発注をすることを前提として下請事業者に単価の見積りをさせたにもかかわらず、その見積単価を少量しか発注しない場合の単価として下請代金の額を定めていた。
ゴム製品製造業	ゴム製品の製造を下請事業者に委託しているJ社は、原材料価格が高騰したため下請事業者が単価の引上げを求めたにもかかわらず、下請事業者と十分な協議を行わず、一方的に従来どおりに単価を据え置いて、下請代金の額を定めていた。
情報通信機械器具製造業	防災関連機器の製造を下請事業者に委託しているK社は、下請事業者に見積りをさせ単価を決定した当初の納期よりも短い納期としたにもかかわらず、単価の見直しをせず、当初の見積価格により下請代金の額を定めていた。

6 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

業 種	概 要
機械器具卸売業	機械器具の製造を下請事業者に委託しているL社は、下請事業者に対し、自社の取引先が販売する食料品を購入させていた。

7 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

業 種	概 要
プラスチック製品製造業	プラスチック部品の製造を下請事業者に委託しているM社は、下請事業者に対し、有償で原材料等を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

8 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

業 種	概 要
その他の卸売業	宝飾品の製造及び加工を下請事業者に委託しているN社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える（150日）手形を交付していた。
繊維工業	衣料品の製造を下請事業者に委託しているO社は、下請事業者に対し、手形期間が90日（繊維業において認められる手形期間）を超える（122日）手形を交付していた。

9 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

業 種	概 要
織物・衣服・身の回り品小売業	鞆の製造を下請事業者に委託しているP社は、鞆の試作品について、下請事業者に対し、当該試作品を無償で提供させていた。
電気機械器具製造業	金属製品の製造を下請事業者に委託しているQ社は、下請事業者に対し、自社が所有する金型を貸与しているところ、当該金属製品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型を保管させていた。

第2 役務委託等

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

業 種	概 要
機械器具卸売業	ソフトウェアの開発を下請事業者に委託しているa社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領してから60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月20日納品締切、翌月末日支払」の支払制度を採っているため、受領した一部の情報成果物の下請代金については、最長11日の支払遅延が生じることとなった。
その他の事業サービス業	ビルのメンテナンス業務を下請事業者に委託しているb社は、下請事業者が役務を提供しているにもかかわらず、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
不動産賃貸業・管理業	消防用設備の保守点検を下請事業者に委託しているc社は、下請事業者が役務を提供しているにもかかわらず、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

業 種	概 要
広告業	広告物の制作を下請事業者に委託しているd社は、下請事業者に対し、「割引料」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
道路貨物運送業	貨物の運送を下請事業者に委託しているe社は、下請事業者に対し、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を自社が負担する旨合意していたが、自社が実際に支払う振込手数料の額を下請代金の額から減じていた。

3 買いたたき（第4条第1項第5号）

業 種	概 要
印刷・同関連業	チラシの封入作業等を下請事業者に委託しているf社は、下請事業者と十分な協議を行わず、自社の予算単価を基準として一方的に下請代金の額を定めていた。
道路貨物運送業	貨物の運送を下請事業者に委託しているg社は、下請事業者に見積りをさせた当初より委託内容が追加されたにもかかわらず、当初の見積価格を下請代金の額として定めていた。

4 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

業 種	概 要
その他の生活関連サービス業	結婚式場における写真及びビデオの撮影を下請事業者に委託しているh社は、下請事業者に対し、自社が販売するビアホールのチケット等を購入させていた。

5 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

業 種	概 要
倉庫業	木材等の荷役作業を下請事業者に委託しているi社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える（125日）手形を交付していた。

下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見について

下請取引等改善協力委員から、下請取引等の現状、平成 26 年 4 月に実施された消費税率の引上げ後における転嫁等について意見を聴取したところ、寄せられた主な意見は以下のとおりである。

1 下請取引等の現状

- アベノミクスに期待感を抱いているものの、報道にあるような景気回復を実感することはなく、恩恵を受けている大企業と異なり、中小零細企業は依然として厳しい状況にある。
- 消費税率の引上げ後は、引上げ前の駆け込み需要と比較しても思ったほど売上げの落ち込みはなかったが、先行きは不透明である。
- 最近の円安・ドル高傾向のため、海外から輸入している原材料の調達コストが上昇しているが、調達コストが上昇した分を、取引先への代金に転嫁することは難しい。
- 最近の円安傾向や現地の人件費の上昇等により、海外で製造する場合と国内で製造する場合の価格差が小さくなってきたため、海外から国内の製造業者に委託先を戻すという国内回帰の動きが見られるものの、請負価格は海外企業に製造を委託していた際の低い価格を提示されることがある。
- 電気料金の値上げにより、製造コストの上昇といった深刻な影響を受けているが、取引先になかなか値上げを認めてもらうことができない。
- 最低賃金の引上げへの対応や人手不足の中で人材を確保するための賃金引上げなどにより人件費が上昇しているが、取引先に対して人件費上昇分を代金に上乗せした条件で交渉しても、なかなか理解を得られない。
- 道路貨物運送業において、荷主から委託の発注内容には含まれていない倉庫への搬入業務等をサービスとして無償で行うよう要請され、行わざるを得ないことがある。
- 一部のホテル、広告代理店、量販店等は下請法及び優越的地位の濫用規制に対する理解が低く、いまだにディナーショーのチケットやクリスマスケーキ等の購入を要請されることがある。
- 親事業者の電子受発注システムについて、下請事業者は当該システムを利用したいわけではないにもかかわらず、親事業者が導入していることから利用せざるを得ず、システム利用料を負担させられるという話を聞いている。

- 災害等の緊急事態を想定して策定するBCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）について、今後、BCPを策定しなければ親事業者と取引できない状況となった場合、実際の災害時に供給が再開されるまでに時間を要する製品については、下請事業者の負担で在庫を一定程度抱えておかなければならないといった問題が生じ得るのではないかと懸念している。

2 消費税率の引上げ後における転嫁等

- 取引先とは従来から本体価格で価格交渉を行っており、消費税は外税として取り扱ってきたことから、今回の消費税率の引上げに際して、消費税率の引上げ分を転嫁できないといった問題が生じることはなかった。
- 消費税率の引上げに当たっては、業界として転嫁カルテル及び表示カルテルの届出を行ったこともあり、消費税の引上げ分を転嫁できないということはなかった。また、外税表示が認められたことや、公正取引委員会等、政府が一丸となって各業界に対して消費税転嫁対策特別措置法の積極的なPR活動を行ったことなども、功を奏しているものと思う。
- 取引先である小売業者に対する販売価格について、外形的には消費税率8%の消費税分を転嫁できているものの、一方で本体価格が引き下げられているという話を聞いている。
- 消費税率の引上げ前の駆け込み需要が終わり、消費が冷え込んできたときに、取引先である小売業者から、一般消費者への販売価格を引き下げる原資としてリベートが要求されるなど、何らかの形で納入業者に負担を求める動きが出てくるのではないかと懸念している。

3 その他

- 以前は、取引先が新店舗をオープンする際に、取引先からオープン準備のために従業員を無償で派遣するよう要請されることがあったが、公正取引委員会がそのような要請に対して措置を採ったことから、無償の派遣要請がなくなり、旅費や日当等が支払われるようになった。
- 親事業者の中には、日々の取引における自社の行為が下請法に違反していないか定期的取引先の下請事業者に対してアンケート調査を実施しているところがあり、コンプライアンス意識の高い事業者が増えていると感じる。

- 親事業者に対する下請法違反や消費税転嫁対策特別措置法違反の勧告が大きく報道されることで、ほかの事業者に注意を促すことになり、これが取引の適正化につながっていると考えます。今後も、違反行為に対する勧告を積極的に公表してもらいたい。
- 移動相談会に参加して、下請法上問題となり得る行為等の知識を得ることができました。今後、仮に取引先からの要請が違法なものだと分かれば、断ることもできると思う。今後も、下請事業者が公正取引委員会に対して気軽に相談できるよう取り組んでももらいたい。

図 1 実体規定違反行為類型別における違反件数上位 5 業種

行為類型 (件数)	業種 (件数)				
	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
支払遅延 (2, 843件)	情報サービス業 (252件)	機械器具卸売業 (162件)	生産用機械器具製造業 (147件)	金属製品製造業 (129件)	道路貨物運送業 (127件)
買ったたき (735件)	金属製品製造業 (50件)	生産用機械器具製造業 (47件)	はん用機械器具製造業 (41件)	機械器具卸売業 (39件)	繊維工業 (33件)
減額 (383件)	金属製品製造業 (28件)	生産用機械器具製造業 (25件)	機械器具卸売業 (25件)	繊維工業 (23件)	繊維・衣服等卸売業 (18件)
割引困難手形 (253件)	生産用機械器具製造業 (41件)	金属製品製造業 (28件)	機械器具卸売業 (23件)	はん用機械器具製造業 (19件)	電気機械器具製造業 (14件)
利益提供要請 (135件)	金属製品製造業 (11件)	プラスチック製品製造業 (10件)	その他の卸売業 (9件)	はん用機械器具製造業 (8件)	電気機械器具製造業 (7件)
早期決済 (60件)	その他の卸売業 (7件)	金属製品製造業 (4件)	食料品製造業 (4件)	輸送用機械器具製造業 (4件)	プラスチック製品製造業(注1) (4件)
購入等強制 (46件)	印刷・同関連業 (5件)	機械器具小売業 (4件)	食料品製造業 (3件)	不動産賃貸業・管理業 (3件)	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 (3件)
受領拒否 (32件)	繊維・衣服等卸売業 (4件)	食料品製造業 (2件)	生産用機械器具製造業 (2件)	電気機械器具製造業 (2件)	輸送用機械器具製造業(注2) (2件)
やり直し等 (27件)	不動産賃貸業・管理業 (3件)	金属製品製造業 (2件)	電気機械器具製造業 (2件)	はん用機械器具製造業 (2件)	窯業・土石製品製造業(注3) (2件)
返品 (15件)	金属製品製造業 (2件)	輸送用機械器具製造業 (2件)	その他の卸売業 (2件)	その他の小売業 (2件)	食料品製造業(注4) (1件)

(注1) 他に、機械器具卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、化学工業（各4件）

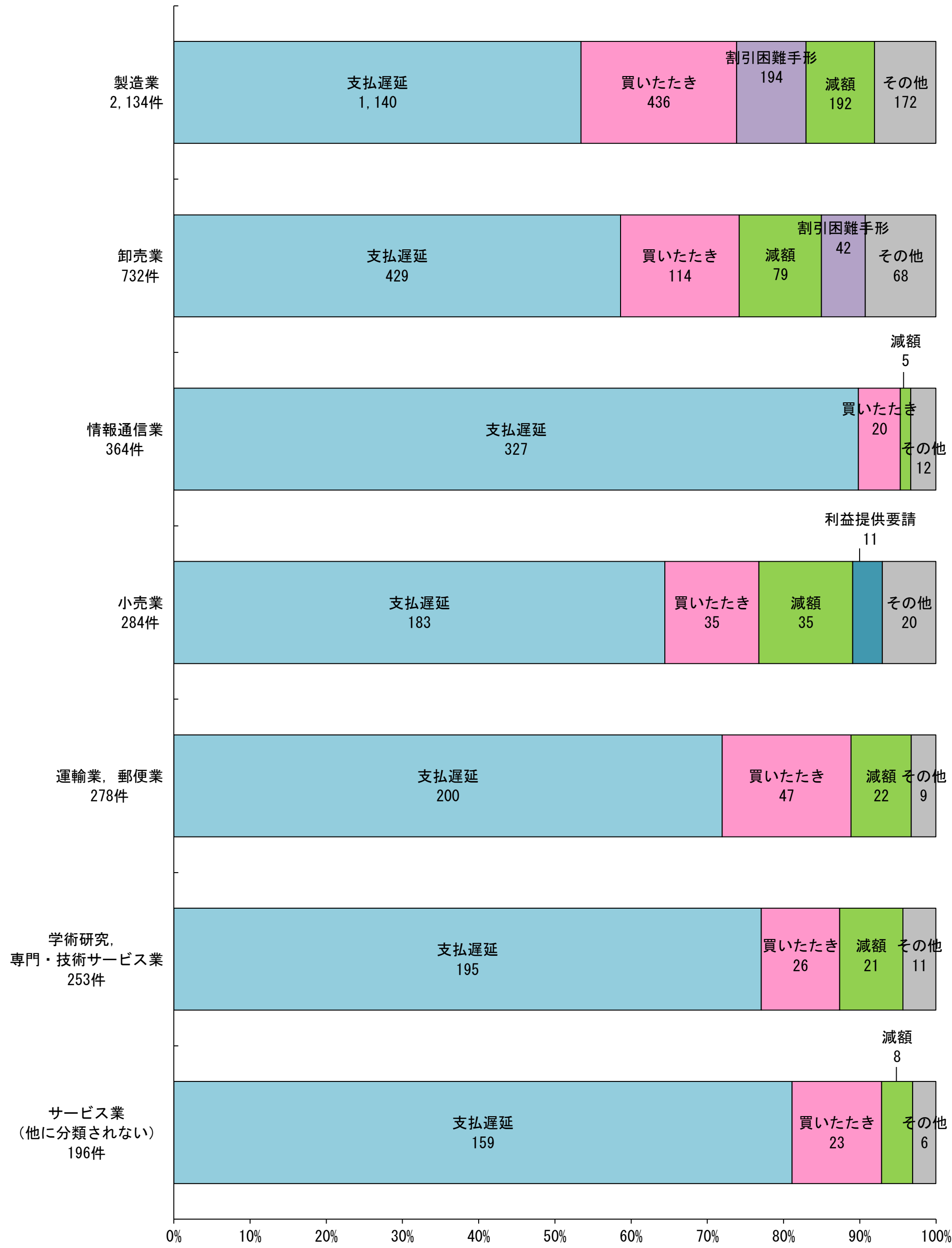
(注2) 他に、機械器具卸売業、情報サービス業、各種商品卸売業、その他の卸売業（各2件）

(注3) 他に、その他の製造業（2件）

(注4) 他に、生産用機械器具製造業、はん用機械器具製造業、機械器具卸売業、機械器具小売業、各種商品卸売業、飲食料品卸売業（各1件）

図2 実体規定違反の多い業種における行為類型別件数（大分類）

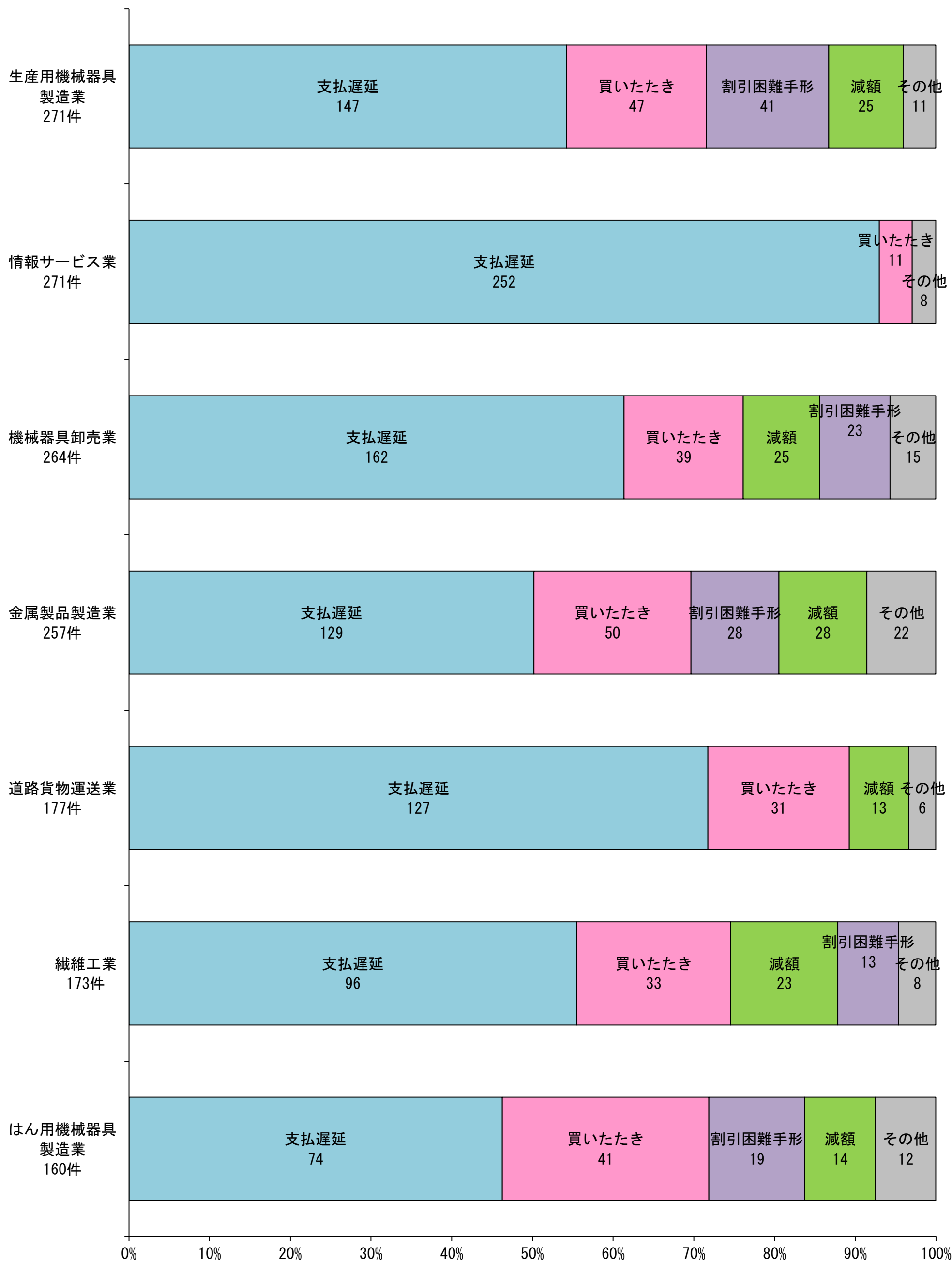
（単位：件）



（注）「その他」は、各業種別に記載している違反行為類型以外の違反行為類型の件数を合計したものである。

図3 実体規定違反の多い業種における行為類型別件数（中分類）

（単位：件）



（注）「その他」は、各業種別に記載している違反行為類型以外の違反行為類型の件数を合計したものである。

下請法違反勧告事件一覧(平成22年4月1日以降)

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
22- 1	日産サービスセンター(株)【措置請求】	役務 修理	H22.4.16	減額(レス等)	35	23,653,822		
22- 2	日本エース(株)	製造	H22.4.21	減額(支払加工料値引)	47	13,259,887		
22- 3	(株)ハンズマン	製造	H22.4.22	減額(早期決済奨励金等)	14	10,249,880		
22- 4	(株)ユニオン	製造	H22.9.27	減額(歩引)	125	32,330,891		
22- 5	(株)ハニーズ【措置請求】	製造	H22.9.28	減額(各店商品振分け等)	115	136,182,776		
22- 6	(株)エスエスケイ	製造 修理	H22.9.28	減額(支払歩引き)	24	12,720,493		
22- 7	トステムビバ(株)	製造	H22.10.21	減額(定時割戻し等)	51	51,839,842		
22- 8	ドギーマンハヤシ(株)【措置請求】	製造	H22.11.29	減額(販売協力金等)	12	31,374,686		
22- 9	タキヒヨー(株)【措置請求】	製造	H23.1.11	減額(歩引)	131	83,956,812		
22- 10	いすゞ自動車中国四国(株)	修理 製造 役務	H23.1.21	減額(レス等)	72	73,221,775		
22- 11	(株)キタムラ	製造	H23.1.27	減額(値引き)	6	17,324,960		
22- 12	旭食品(株)	製造	H23.3.16	不当な経済上の利益の提供要請(PB特別ご協賛等)			59	41,752,429
22- 13	(株)プレステージ・インターナショナル	役務	H23.3.18	減額(協力会会費)	503	236,236,471		
22- 14	(株)マックハウス	製造	H23.3.29	減額(歩引き等) 返品(返品再納品)	5	57,577,265	3	139,856,353
22- 15	(株)西鉄ストア	製造	H23.3.30	減額(商品割戻し等)	22	53,696,850		
23- 1	センコー(株)【措置請求】	役務	H23.4.20	減額(手数料)	273	43,581,757		
23- 2	生活協同組合連合会コープ中国四国事業連合	製造	H23.6.29	減額(情報処理料等) 不当な経済上の利益の提供要請(割戻し金)	101	172,575,395	53	22,800,433
23- 3	(株)ケーヒン【措置請求】	製造	H23.7.26	減額(遡及適用)	69	70,302,042		
23- 4	木下工業(株)	製造	H23.9.27	減額(口銭)	12	32,235,317		
23- 5	郵船ロジスティクス(株)	役務	H23.9.27	減額(値引き)	4	13,120,573		
23- 6	王子運送(株)	役務	H23.9.30	減額(割戻金等)	193	55,264,594		
23- 7	(株)タカキュー	製造	H23.10.14	減額(消化促進値引き) 返品(一時返品特約)(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(返品送料)(下段)	11	4,336,120	14 10	162,805,789 2,772,000
23- 8	(株)協和	製造	H23.12.7	減額(販促協賛等)	34	20,306,149		
23- 9	(株)サンエス	製造	H23.12.21	減額(本部リベート等) 有償支給原材料等の対価の早期決済	109	463,323,216	11	2,490,529
23- 10	(株)チヨダ	製造	H24.1.13	減額(歩引, 事務手数料等) 返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(広告協賛金)(下段)	20	102,089,137	18 3	50,462,930 19,360,595
23- 11	(株)高山	製造	H24.1.18	減額(特別条件, センターフィ等)	35	23,090,492		
23- 12	(株)イヤサカ【措置請求】	修理	H24.1.24	減額(値引き)	97	30,018,315		
23- 13	はるやま商事(株)	製造	H24.1.25	減額(オンライン基本料, 超過保管料金等) 返品	153	59,481,436	63	1,033,321,966
23- 14	(株)たち吉	製造	H24.3.2	受領拒否 減額(カタログ製作協賛金, 仕入歩引等)	34	76,701,096	26	38,466,752
23- 15	八木兵(株)	製造	H24.3.13	減額(協賛金等)	23	67,847,667		
23- 16	(株)大創産業【措置請求】	製造	H24.3.27	減額(歩引)	178	279,462,435		
23- 17	福岡造船(株)	製造 情報	H24.3.28	減額(割引料)	24	13,460,514		
23- 18	トーハツマリーン(株)	製造	H24.3.30	減額(遡及適用等)	14	29,286,066		

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
24- 1	(株)コナカ【措置請求】	製造	H24.4.24	減額(値引き)	10	30,736,907		
24- 2	(株)ブルーベル	製造	H24.4.27	減額(歩引き)	49	54,473,654		
24- 3	(株)マーナ	製造	H24.5.11	減額(事務手数料等)	16	22,887,807		
24- 4	生活協同組合コープさっぽろ	製造	H24.6.22	減額(月次リベート等)	8	28,379,880		
24- 5	アイリスオーヤマ(株)	製造	H24.6.29	減額(手数料等)	36	19,773,581		
24- 6	(株)ジュニアー	製造	H24.7.20	減額(歩引)	55	15,008,485		
24- 7	(株)ライトオン	製造	H24.9.7	減額(リベート等) 返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(返品 送料)(下段)	7	16,213,730	11	123,642,360
							8	2,795,700
24- 8	(株)パレモ	製造	H24.9.20	減額(値引等) 不当な経済上の利益の提供要請(発注 データの入力作業)	10	23,272,972	11	5,391,750
24- 9	(株)ニッセン	製造	H24.9.21	減額(事務手数料) 返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(返品 送料)(下段)	133	14,108,202	102	28,410,799
							75	405,600
24- 10	日本生活協同組合連合会	製造	H24.9.25	減額(エリアバイイング等) 返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(商品 の組合員テスト費用)(下段)	449	2,563,317,863	6	4,844,920
							24	2,621,889
24- 11	藤久(株)	製造	H24.11.12	減額(仕入割引等)	78	74,146,867		
24- 12	フジモリ産業(株)	製造	H24.12.14	減額(金利引振込)	15	15,136,963		
24- 13	(株)サンゲツ【措置請求】	製造	H25.2.12	減額(見本帳協力金等) 不当な経済上の利益の提供要請(自社 のショールームに展示するためのインテ リア製品)	63	557,010,481	38	4,782,722
24- 14	(株)TBK	製造	H25.2.26	減額(遡及適用等)	59	36,412,290		
24- 15	(株)山櫻	製造	H25.2.27	減額(販売協力金)	16	35,070,349		
24- 16	(株)フェリシモ	製造	H25.3.29	受領拒否(注3)			88	86,082,291
25- 1	旭流通システム(株)	役務	H25.4.23	減額(業務改善提案によりコスト削減効 果が生じたとして)	9	24,653,977		
25- 2	(株)日本旅行	役務	H25.4.26	減額(下請事業者が手配した海外旅行 者数に一定数を乗じて得た額等)	18	30,180,173 (注4)		
25- 3	三共理化学(株)	製造	H25.5.21	減額(支払時値引, 協力金)	6	11,461,447		
		修理						
25- 4	JNC(株)	製造	H25.6.6	減額(遡及適用)	2	35,089,268		
25- 5	(株)ヨークベニマル	製造	H25.6.27	減額(仕入割戻)	12	172,865,514		
25- 6	(株)マルショウエンドウ	製造	H25.6.28	減額(歩引)	21	40,996,060		
25- 7	アズワン(株)【措置請求】	製造	H25.8.9	減額(カタログ協賛値引, 仕入値引)	68	27,387,532		
25- 8	(株)トクスイコーポレーション	製造	H25.12.5	不当な経済上の利益の提供要請(生協 センターフィ協力費等)			8	12,006,531
25- 9	大久保歯車工業(株)	製造	H26.1.30	減額(歩引)	26	11,191,521		
25- 10	(株)ショーエイコーポレーション	製造	H26.2.27	減額(値引)	24	21,807,038		
		情報						

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
26- 1	(株)森創	製造 情報	H26.6.27	減額(顧客からの値引き要請を理由とする値引き等)	69	48,067,400		
26- 2	(株)ヒマラヤ	製造	H26.6.27	返品(上段) 減額(クリアランス値引き, オンライン利用料等)	45	19,695,336	2	83,890,601
26- 3	(株)サンリブ	製造	H26.6.30	減額(基本リベート, 達成リベート等)	25	65,081,058		
26- 4	(株)大創産業	製造	H26.7.15	返品(上段) 買いたたき(下段)			62 2	139,157,024 6,578,897
26- 5	北雄ラッキー(株)	製造	H26.8.20	減額(月次リベート, 指定月リベート等)	20	16,956,919		
26- 6	(株)マルシヨク	製造	H26.8.28	減額(基本リベート, 達成リベート等)	24	29,814,207		
26- 7	(株)エスケイジャパン	製造	H27.3.31	減額(歩引き)	37	21,035,449		
27- 1	(株)アマガサ【措置請求】	製造	H27.4.10	減額(支払割引)	21	65,142,852		

(注1)「関係人」欄中「【措置請求】」の記載のあるものは、中小企業庁長官から措置請求があった事件である。
(注2)違反に係る下請取引が複数分野ある事件では、下請事業者が被った不利益が大きいものから記載している。
(注3)「その他」欄の「金額」欄には、減額以外の事件について下請事業者が被った不利益の額を記載した。
(注4)ユーロによる減額金額(1万4826ユーロ)を違反行為時点のレートで円換算した額を含む。